

平成27年(行ク)第3号 移送申立事件  
(平成27年(行ウ)第2号年金額減額処分取消請求事件)  
被告 国  
原告 増田修治 外23名

## 意 見 書

平成27年6月22日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	高橋敬一郎
同	高橋真陽
同	河田陽磨
同	柴田耶

添付書類 碰甲母証の写し 各1通

平成27年5月21日付申立人(被告)作成移送申立書に係る原告事件移送申立てにつき、原告らの意見は下記のとおりである。

記

### 第1 意見の趣旨

本件移送申立てを却下する  
との決定を求める。

### 第2 意見の理由

- 1 本件訴訟の概要及び主要な争点、原告らの属性について  
原告らは、老後の生活が年金により維持できることを期待して長年にわたり保険料を支払ってきた高齢者であるが、本件年金額減額処分により、生活の基である年金額を減額されて生活資金に困窮し、本件年金額減額処分の取り消しを求めて本件訴訟(平成27年(行ウ)第2号年金額減額処分取消請求事件)を提訴した。

本件訴訟は、本件年金額減額処分が原告らの健康で文化的な最低限度の生活をも奪うものであるか否かが主要な争点であり、原告らの住居地における生活実態が審理の対象事実である。

また、本件訴訟の原告らは、その収入を年金に頼り経済的余裕がなく、かつ、身体的、健康的に自由な行動が制限される高齢者である。ちなみに、原告らの年齢は 60 歳代が 2 名、70 歳代以上が 22 名で、うち最高齢は 85 歳である。

## 2 裁判を受ける権利

### (1) 行政訴訟における裁判を受ける権利の内容

憲法 32 条の定める裁判を受ける権利は、民事訴訟や行政訴訟の場合、市民が自己の有する権利自由を侵害されたと考える場合に、裁判所に訴訟を提起し裁判を求める権利である。この裁判を受ける権利は、市民が実際に裁判手続を利用することができ初めて初めて意味を持つものであるから、裁判所ないし裁判手続へのアクセスの保障についても、裁判を受ける権利の内容に含まれていると解される（東甲第 1 号証：日本公法学会・公法研究第六十三号（研究報告）「裁判へのアクセスと裁判を受ける権利」市川正人著・209 頁に同旨）。

また、行政訴訟においての裁判を受ける権利は、公権力（行政権）による権利侵害に対して効果的救済を受ける権利という側面を有する。行政訴訟においては、このような行政訴訟においての裁判を受ける権利の内容をよく踏まえた運用が求められる。

### (2) 裁判管轄の解釈は国民たる原告の司法アクセス権等に留意して解されるべきであること

裁判管轄を定める行政事件訴訟法 12 条は、1 項において被告行政庁の所在地を土地管轄とする定めをしているが、これは被告行政庁の応訴の便宜と行政庁側の統一的な対応という専ら行政庁の便宜を図るために規定である。したがって、かかる規定のみでは取消訴訟を提起しようとする国民等に著しい負担を課すことになり、管轄に関する定めが憲法 32 条に反することは明らかである（前掲公法研究・213 頁に同旨）。

したがって、国民の司法アクセス権や公正手続請求権に配慮した行政事

件訴訟法12条2項3項の解釈適用によってはじめて憲法32条違反を免れるというべきである。

すなわち、有力な組織力や財政力を持つ行政庁に対して、そうしたものを持たない国民たる個人が対抗するについて、裁判所への出頭や証拠の収集提出や証拠調べ等で国民個人に不便を生じさせるような不公正が生じないように同条項が解釈適用されなければならない。そうでない行政事件訴訟法12条3項の解釈適用は、憲法の定める裁判を受ける権利の行使を著しく妨げ、遅延ということになる（前掲公法研究・213頁に同旨）。

とりわけ、裁判管轄によって地方に在住する者の訴えの提起が事实上困難になるという問題は、社会保障訴訟においては、特に原告が経済的な弱者であり、また、しばしば身体的ないし精神的にハンディキャップを負っていることから深刻である（疎甲第2号証：別冊ジュリスト社会保障判例百選（第4版）99頁）。

したがって、社会保障訴訟において、裁判管轄の条項を解釈するにあたっては、原告の有する憲法32条の裁判を受ける権利が実質的に保障されるよう、原告の司法アクセス権や公正裁判請求権に十分に留意することが、憲法上要請される。

こうした観点から、まさに社会保障たる年金のあり方に関する本件訴訟をみると、本件訴訟は上述のとおり、唯一の収入源とする年金が引き続く年金額減額によって健康で文化的な生活が損なわれる状況下に置かれた経済的余裕のない原告らにおいては、しかも、高齢のため健康的・身体的に移動の自由が制限されている原告らにおいては、一層、裁判を受ける権利の実現に配慮した行政事件訴訟法12条3項の弾力的解釈適用が憲法上要請されている。

### 3 本件では行政事件訴訟法12条3項による管轄が認められること

#### (1) 本件において事案の処理に当たった鳥取県内の下級行政機関

被告は、厚生労働大臣による本件年金額減額改定処分につき、鳥取県内の日本年金機構年金事務所や年金事務センターは関与していないとして、鳥取地方裁判所に行政事件訴訟法12条3項の管轄はないとの主張する（移送申立書5頁ないし7頁）。

しかしながら、原告らにおいて、本件年金額減額改定処分につき、どのような過程を経て原告らに通知されたのかについては、厚生労働省ないし日本年金機構内部のことであるため、原告らにおいて知るところではない。仮に、被告が主張するように、鳥取県内の日本年金機構年金事務所や年金事務センターが本件年金額減額改定処分そのものに関与していなかったとしても、後述のとおり、鳥取県内の同機構年金事務所は、同処分の社会保険審査官に対する審査請求受付窓口として関与しており、鳥取県内に「事案の処理に当たった下級行政機関」は存在する。

#### (2) 行政事件訴訟法12条3項の趣旨

行政事件訴訟法12条3項は「当該処分又は裁決に關し事案の処理に当たった下級行政機関」の所在地の土地管轄を規定している。同条項の趣旨は、当該下級行政機関の所在地の裁判所に管轄を認めることにつき、被告の訴訟進行上の対応に支障が生ずることないと考えられ、専らで原告の出訴及び訴訟進行上の便宜は大きく、また、当該裁判所内の管轄区域内に証拠資料や関係者も多く存在するのが通常であると考えられるから証拠調べの便宜にも資し、審理の円滑な遂行を期待することができるにある。

これを本件についてみると、上記の第2、1に記載したとおり、本件訴訟は、本件年金額減額処分が憲法25条等に違反していることを理由にその取消を求めるものであり、原告らの生活実態が審理の対象となり、原告らの生活実態に関する証拠資料は原告らの居所を中心とした生活の場にあるので、原告らの居所を管轄する地方裁判所において訴訟を進行する必要性は極めて大きい。

加えて、上述のとおり、原告らは年金により生計を立て暮らしており生活に余裕はなく、更に高齢のために遠距離への移動は困難である。

他方、組織面でも、財政面でも、情報面でも、はるかに原告らに勝る力をもつ被告団にとって、鳥取地方裁判所で審理することには訴訟進行上何らの支障はない。

#### (3) 「当該処分に關し」の意味は広く解されるべきであること

本件年金額減額改定処分の取消訴訟提起については、不服申立前置義務が課されており、行政不服申立手続である審査請求及び再審査請求を経な

ければならない（国民年金法101条、厚生年金保険法91条の3）。いわば、本件年金額減額改定処分は、再審査請求の裁決を経たところで行政機関としての処分が確定されるものであり、厚生労働大臣の処分から再審査請求の裁決までは一体のものとみることができる。

また、上記の第2、1(2)で述べたとおり、行政事件訴訟法12条3項の解釈は緩やかに解されるべきである。

したがって、同項の定める「当該処分に關し」とは、本件においては、「本件年金額減額改定処分及びその処分に対する審査請求や再審査請求手続きに關係する」という意味で捉えられるべきである。社会保険審査会委員長が、後述のとおり、その裁決書に本件年金額減額処分の取消しの訴えは國を被告として住居地の地方裁判所に提起することができる旨教示したのは、社会保険審査会にも同様の理解・認識があったからこそである。

被告の主張は、「当該処分に關し」につき「本件年金額減額改定処分に關係する」という狭い解釈を前提としており、本件でこのような解釈をとることは、原告らの裁判を受ける権利を保障する観点からして明らかに誤っている。

#### (4) 「事案の処理に当たった」ことの該当性は外形から判断すること

「事案の処理に当たった」については、「事案の処理に当たった下級行政機関」の基準を適用する上で、「個別事案毎に行政組織内部の意思決定過程を見ることを國民に期待することはできないだろう」とし、「むしろ、申請の受付・経由機関であるかどうか」等の外形によってこの基準該当性を判断すべきではないかとも考えられると指摘されており（陳甲第3号証：芝池義一著・行政救済法講義（第3版）・68頁），また、事案の処理に当たった下級行政機関でないためには、その行政機関の所在地で裁判を行ったのでは、証拠調べ等で著しい不便が生じ、原告の裁判を受ける権利を損なうことになるといった事情が必要であると解すべきであるとされている（前掲公法研究・213頁）。

年金給付処分についての審査請求は、社会保険審査官に対して行う必要があるものの、その受付については「審査請求人の居住地を管轄する…年金事務所を経由してすることができる」とされている（社会保険審査官及

び社会保険審査会法 5 条 2 項 3 項)。

本件において、原告らは、居住地を管轄する鳥取年金事務所を経由して、本件年金額減額改定処分の審査請求の手続を行っており、鳥取年金事務所が外形上「事案の処理に当たった」ことは明らかである。

#### (5) 小括

以上のとおり、本件訴訟は、高齢者が、その主な収入源である年金額を不当に減額されたことにより、憲法 25 条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活をする権利を侵害されたという事案である。そのような経済的な弱者であり、高齢のため身体的、健康的にハンディキャップを有し、移動の自由を著しく制限されている原告らに対して、居住地から遠く離れた広島地方裁判所での提訴ないし訴訟進行を強いることは、過大な経済的身体的負担となることは明らかであり、原告らの裁判を受ける権利を奪うものである。

また、本件訴訟は、本件年金額減額改定処分が、原告らの健康で文化的な最低限の生活を侵害しているか否かという点が主要な争点となるところ、当該争点の証拠資料は原告らの居住する鳥取県内に存するのであり、御府の管轄を肯定することは、上記の「証拠調べの便宜にも資し、審理の円滑な遂行を期待することができる」という行政事件訴訟法 12 条 3 項の趣旨にも沿うものである。

他方、被告國は、その組織力や財政力に鑑み、原告の居所を管轄する地方裁判所において本件訴訟を進行するのに何も支障もない。

また、本件年金額減額改定処分の審査請求受付を行った鳥取県内の日本年金機構年金事務所は、その外形から判断して当該処分に関し「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当し、さらに、後記のとおり、被告においても、原告方に送付した書面をもって、御府に管轄があることを認めているように(疎甲第 4 号証)、行政事件訴訟法 12 条 3 項に基づき御府に管轄が認められる。

したがって、行政事件訴訟法 12 条 3 項に基づく管轄が存しないとして、移送を求める被告の申立てには理由がない。

#### 4 合意管轄(民事訴訟法 11 条)が認められること

### (1) 行政訴訟における合意管轄

行政事件訴訟法は、合意管轄について定めていない。したがって、当事者の合意により管轄裁判所を定めた場合、民事訴訟の例により（行政事件訴訟法7条），第一審に限り当該裁判所に合意管轄が認められることになる（民事訴訟法11条1項）。

### (2) 本件における合意について

被告は、社会保険審査会委員長作成にかかる平成26年10月17日付「裁決書謄本の送付について」と題する書面に「保険者（厚生労働大臣）が行った処分の取消し又は当審査会が行った権限の取消しの訴えは…原告を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。），お住まいの地域の地方裁判所に提起することができます。」と記載したうえで原告らに対して同書面を発送した（陳甲第4号証）。

同書面は、厚生労働大臣による本件年金額減額改定処分に対する再審査請求についての裁決書謄本送付の際に作成されたものであるから、書面中の「保険者（厚生労働大臣）が行った処分」とは本件年金額減額改定処分を指すものである。また、同書面中の「お住まいの地域の地方裁判所」とは、その文意からして原告らが居住する鳥取県を管轄する地方裁判所、つまり鳥取地方裁判所を指している。

原告らとしては、上記のとおり行政事件訴訟法12条3項に基づく管轄を前提にして教示したものと解しているが、仮に鳥取地方裁判所に行訴法12条3項に基づく管轄が存在しないのであれば、同書面の記載は、あえて管轄のない裁判所への訴え提起を案内するものである以上、原告らの司法アクセスを配慮した土地管轄について被告からの合意管轄の申込みであったと解さざるをえない。原告らは、かかる被告からの合意管轄の申込みに対し、鳥取地方裁判所へ訴状を提出する形で承諾をすることにより、鳥取地方裁判所を裁判管轄とする合意が成立した。

### (3) 小括

以上のとおり、本件においては、当事者の合意に基づく管轄が御府に存するため、御府に管轄が存しないとする本件移送申立てには理由ない。

- 5 信義則上の応訴義務があり移送申立てが兼ねられていること

仮に合意書面が認められない場合であっても、被告は鳥取地方裁判所における訴え提起を教示したのであるから、信義則上、同裁判所で応訴する義務が生じているため、原告らとの関係において本件の移送を申立てることは、禁反言の原則に反するものとして許されない。

#### 6 結論

以上のとおり、御府においては行政事件訴訟法12条3項に基づく管轄ないし当事者間の合意に基づく管轄が認められるため、本件移送申立てについては理由がないものであるから、速やかに却下されるべきである。

また、仮に合意書面が認められない場合であっても、被告は、信義則上、応訴義務を負っているため、本件移送申立ては不適法なものとして却下されなければならない。

#### 第3 被告作成の移送申立書の第2、3について

原告らが調査したところ、原告山内巣については市町村職員共済組合の障害年金、原告山内夫佐江については市町村職員共済組合の退職年金の受給権者であることが分かった（これについては訴えを取り下げる予定である。）。

被告は、「原告らのうち、原告山内巣については市町村職員共済組合の退職年金、原告山内夫佐江については市町村職員共済組合の障害年金の受給権者であると思われるところ」と主張しているが、上記のとおり、原告山内巣が「障害年金」、原告山内夫佐江が「退職年金」であり、被告の主張ではそれが逆になってしまっており誤っている。

#### 陳明方法

陳甲第1号証 日本国公法学会・公法研究第六十三号（研究報告）「裁判へのアクセスと裁判を受ける権利」市川正人著

陳甲第2号証 別冊ジュリスト社会保障判例百選（第4版）・98頁99頁

陳甲第3号証 芝池義一著・行政救済法総説（第3版）・68頁

陳甲第4号証 社審発1219第1号「裁決書副本の送付について」と題する書面

陳甲第5号証 陳述書

以上